

議案第19号

守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び守口市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案

守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び守口市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成28年2月25日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び守口市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

(守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（平成3年守口市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(守口市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 守口市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年守口市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第11号とし、同条第7号を同条第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条第5号を同条第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の休業

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価

第8条中「この条例の施行について」を「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。